

釧路工業高等専門学校研究報告投稿要綱

平成20年7月23日改訂
令和5年11月13日改訂
令和6年10月30日改訂
釧路工業高等専門学校図書館委員会作成

[1]目的

釧路工業高等専門学校（以下「本校」という。）が学術研究などの研究成果を公表するために発行する「釧路工業高等専門学校研究報告」（以下「研究報告」という。）に論文を投稿する場合は、この要綱によるものとする。

[2]編集方針

1.研究報告の発行

年1回、3月とする。

2.投稿資格

本校教職員（学外者及び本校学生との連名の場合を含む。）及び本校名誉教授とする。

3.論文の内容

投稿論文は、投稿者の原著による未発表のものとする。ただし、図書館委員会が認めるときはこの限りでない。

4.論文掲載の決定

図書館委員会は論文概要を審査し、研究報告への掲載を決定するものとする。掲載の決定した論文は、委員会が選出した担当委員によって、内容確認が行われるものとする。

5.原稿の提出

5-1 論文概要

釧路工業高等専門学校研究報告執筆要綱（以下「執筆要綱」という。）に基づいて記述して、総務課図書係を経て、図書館委員会に提出するものとする。

5-2 論文原稿

執筆要綱に基づいて作成し、論文原稿確認票を添付した上で、総務課図書係に提出するものとする。なお、最終稿を元データ及びPDFファイル等のファイル形態でも提出するものとする。

6.論文概要・論文原稿の提出期限日

論文概要	10 月末日
論文原稿	1 月末日

7.投稿の取り下げ

投稿を取り下げる場合は、理由を明記した文書で申し出るものとする。

8.投稿頁数

1 編の頁数は、原則として刷り上がり 10 頁（図・表・写真を含む。）以内とする。ただし、これを越える場合は図書館委員会の議を経て認めることとする。

9.論文電子化

投稿者は、投稿論文を本校のホームページ上での公開に同意するものとし、共著者（学外者及び本校学生を含む）については、本校教職員及び本校名誉教授が掲載承認を得ることとする。

10. 原稿の投稿方式について

論文内容の審査を受けた後、図書館委員会において最終的な承認を受けることとする。

11. 著作権について

研究報告に掲載する個々の著作権の内容については、投稿者が責任を持つこととし、著作権は釧路工業高等専門学校に帰属されるものとする。ただし、転載を許諾された図表等を除くものとする。

12. その他

研究報告に関する本要綱以外の事項は、その都度審議することとする。